

只見町公共施設等総合管理計画 【概要版】

背景と目的
計画の背景と目的

厳しい財政状況が続く中で、本町が所有する公共施設等は老朽化が進んでおり、今後、維持・修繕や建替えにかかる費用が集中することが予想されています。また、人口減少および少子化等により、今後の公共施設等の利用形態が変化していくことも見込まれます。このような状況の中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しました。

本町においても、このような社会的背景に対応すべく、公共施設の利用状況等を把握・分析し、町民にとって最適な公共サービスを提供するために今後の公共施設のあり方の検討を進め、公共施設マネジメント推進の方針を策定することが、本計画策定の目的です。

対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設（公共系建築物）およびインフラ施設とします。

- ・公共施設 : 公共系建築物
- ・インフラ施設 : 道路・橋梁（町道・林道）、上水道（簡易水道）の管路、下水道（農業集落排水処理施設）の管路

期間

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

将来推計人口と目標値

設定値

●合計特殊出生率

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
パターン⑤	1.66	1.79	1.91	2.03	2.17	2.30

●年齢三区分別人口（人）

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総人口	4,614	4,216	3,856	3,536	3,276	3,035
年少人口(0～14歳)	440	339	297	325	344	331
生産年齢人口(15～64歳)	2,145	1,970	1,855	1,712	1,590	1,475
老年人口(65歳以上)	2,029	1,908	1,704	1,499	1,342	1,229

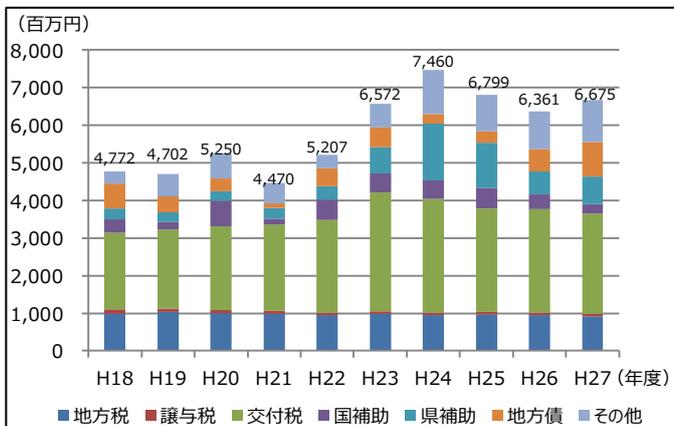
合計特殊出生率を徐々に上げながら平成 52 年で 2.3 とし、町外からの転入・定着の促進、子育て世代の転出を抑制するための各種施策により人口を底上げすることで、平成 52 年に 3,035 人を確保する人口推計を行っています。

本町においては、平成 52 年における将来人口 3,000 人を目標として目指すこととします。なお、年少人口は 331 人、生産年齢人口は 1,475 人、老年人口は 1,229 人と推計されています。

現状と課題
歳入歳出の推移と財源の見込み

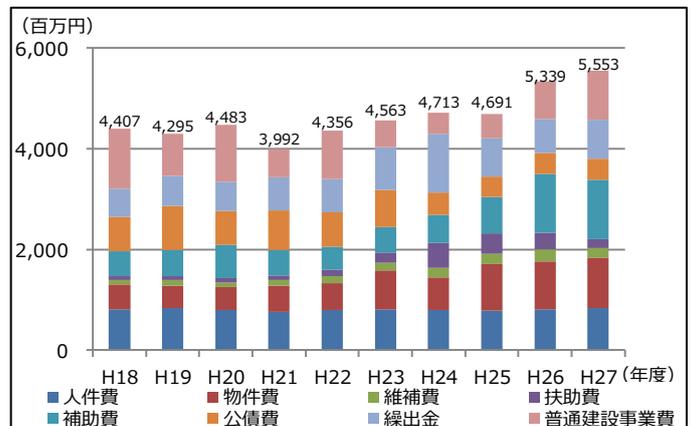
【歳入】平成 27 年度の歳入は約 66.7 億円

平成 23 年度から平成 25 年度における歳入の伸びは、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨に起因する復興需用に伴うもので、復興が進んだ今では縮小しています。また、中・長期的に生産年齢人口の減少と高齢化の進行が予測される中で、今後、地方税の減少が懸念されます。

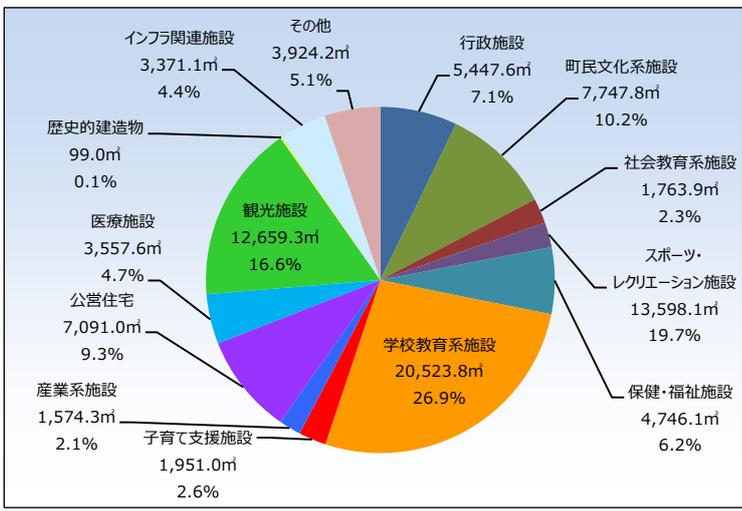


【歳出】平成 27 年度の歳出は約 55.5 億円

扶助費は約 1.8 億円で全体の 3% 程度を占めていますが、平成 18 年度以降は徐々に増加傾向にあり、高齢社会となった現状では今後更に増加が見込まれます。今後は扶助費を含めた義務的経費が増加傾向にあるため、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は厳しくなるものと見込まれます。



なお、本町における公共施設等に対する投資的経費の平成 23 年度から 5 年間の平均は、公共施設が約 3.05 億円、道路・橋梁が約 1.33 億円、上水道施設が約 1.49 億円、下水道施設が約 0.55 億円であり、合計は約 6.4 億円です。これにより、将来における公共施設等の更新や修繕に必要な経費として、**年間 6.4 億円を見込む**ものとします。



【保有状況】

- ・総棟数 : 141 施設 (233 棟)
- ・延床面積合計 : 76,231.0 m²
- ・主な延床面積の割合 (延床面積の大きい順)
 - 学校教育系施設 : 26.9%
 - 観光施設 : 16.6%
 - 町民文化系施設 : 10.2% 等

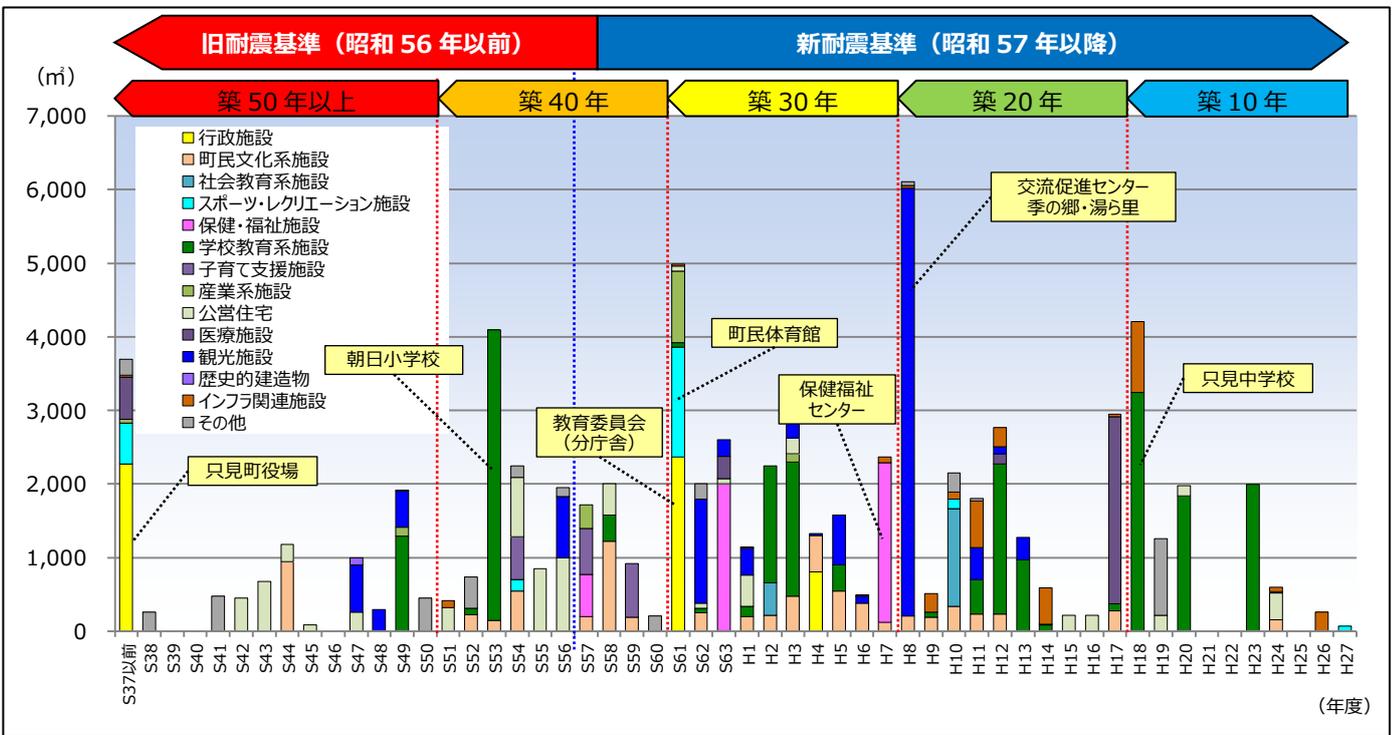
【一人あたりの公共施設の延床面積】

- ・只見町の場合 : 17.1 m²/人
- (人口 : H27 国勢調査結果より 4,470 人)

※総務省が平成 24 年 3 月に公表した「公共施設およびインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、全国の市町村の平均 3.22 m²/人に比べて約 5 倍となっています。

昭和 49 年頃から公共施設の建築が増えてきており、旧耐震基準の昭和 56 年 (1981 年) 以前に建てられた施設は、全体の床面積の 27.2% を占めています。

昭和 61 年度から平成 8 年度の期間において学校教育系施設やスポーツ・レクリエーション施設など、規模の大きな施設が比較的多く整備されました。今後、当時建築した施設の大規模改修や建替えの必要性が集中的に発生するものと予想されます。



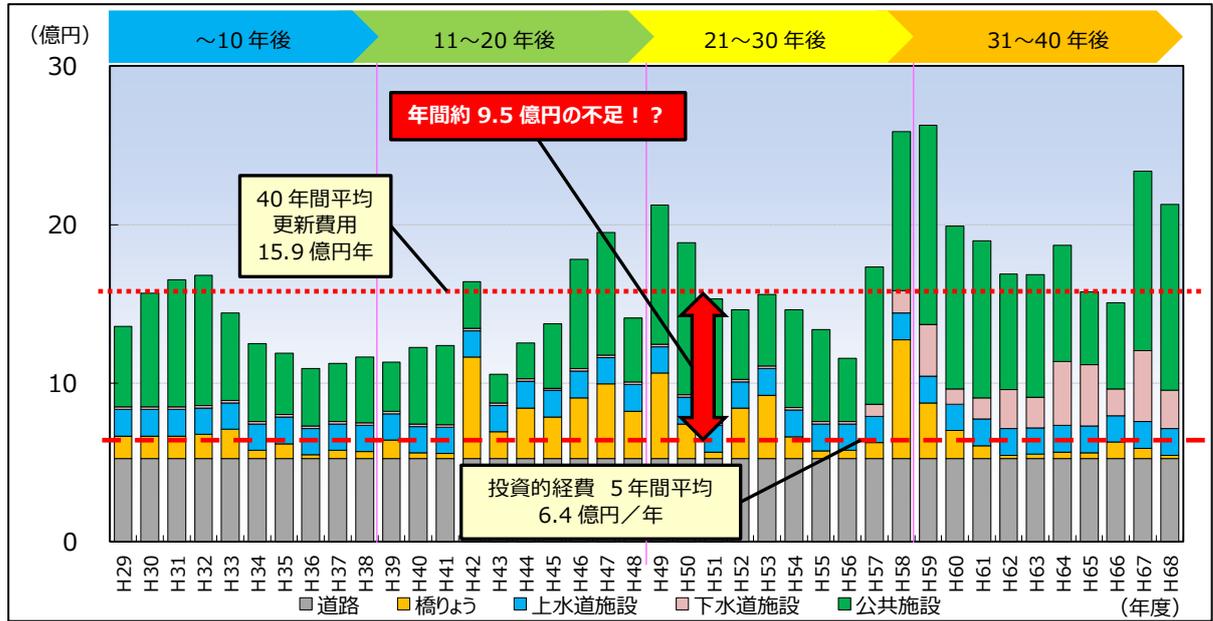
インフラ施設(道路、橋梁、上水道の管路、下水道の管路)においても、老朽化の状況に応じた更新・修繕が必要となります。

インフラ施設	区分	数量		備考
		延長 (m)	面積 (m ²)	
1 道路	一般町道	321,091	1,266,826	
	林道	111,687	400,751	
	合計	472,778	1,667,577	
2 橋梁	一般町道	3,480	17,237	205 橋
	林道	355	1,300	35 橋
	合計	3,835	18,537	合計 : 240 橋
3 上水道施設	簡易水道	68,658	-	浄水場 9 施設
4 下水道施設	農業集落排水処理施設	57,364	-	処理場 5 施設

公共施設（建築物）およびインフラ施設について試算した結果を併せて、全ての公共施設等における今後40年間の更新等にかかる費用の見通し額を、下記のとおりに試算しました。

【試算結果】

- ◆全ての公共施設等の更新に将来充当可能な経費：年間約 6.4 億円
(平成 27 年度までの 5 年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く)
- ◆年間更新費用：約 15.9 億円 (40 年間総額：約 637.1 億円)
- ◆**年間不足額：15.9 億円 - 6.4 億円 = 約 9.5 億円不足**



(1) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(3) 厳しさを増す財政状況への対応

限られた財源の中で効率的な公共施設の維持管理および運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

【視点1：供給量の適正化】

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量の縮減、公共施設のコンパクト化により、「供給量の適正化」を図ります。

<供給に関する基本方針>

- ・施設総量の適正化
- ・機能の複合化等による効率的な施設の配置

【視点2：既存施設の有効利用】

老朽化の状況等を踏まえ、継続していく施設は、品質の保持や機能改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

<品質に関する基本方針>

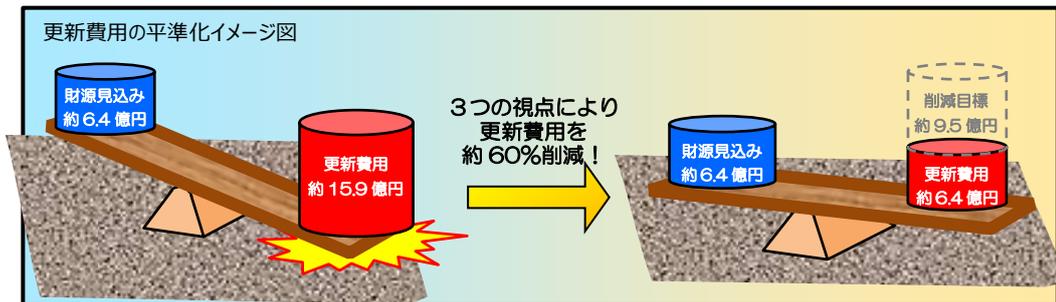
- ・予防保全の推進
- ・計画的な長寿命化の推進

【視点3：効率的な管理・運営】

情報の一元管理やシステムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、民間活力導入の検討等により「効率的な管理・運営」を推進します。

<財務に関する基本方針>

- ・維持管理費用の適正化
- ・長期的費用の縮減と平準化
- ・民間活力の導入



【1.点検・診断等の実施方針】

- ①公共建築物
公共施設を建設時期によって、「旧耐震基準」、「新耐震基準（前期）」、「新耐震基準（後期）」に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。
- ②インフラ施設
都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

【2.維持管理・修繕・更新等の実施方針】

- ①公共建築物
施設の更新にあたっては、人口動態や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえでトータルコストの縮減に努めます。
- ②インフラ施設
費用対効果や経済波及効果を考慮し、更新等にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

【3.安全確保の実施方針】

- ①公共建築物
日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、点検の結果をデータベース化し、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。
- ②インフラ施設
点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ施設の安全性の確保に努めます。

【4.耐震化の実施方針】

- ①公共建築物
本町の公共建築物のうち、耐震性をクリアしていない施設が延床面積比で4割弱あることから、今後も「只見町耐震改修促進計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。
- ②インフラ施設
各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

【5.長寿命化の実施方針】

- ①公共建築物
長寿命化にあたっては、点検・改修などの実施により、耐用年数の延命化を推進し劣化の進行を遅らせ、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。
- ②インフラ施設
長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

【6.複合化・集約化や廃止の推進方針】

- ①公共建築物
必要なサービス水準を保ちつつ、機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用などにより、施設総量のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。
- ②インフラ施設
今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

【7.総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針】

- ①庁内における意識啓発
全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります
- ②民間活力の活用体制の構築
直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP/PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。
- ③情報の開示と町民との協働体制の構築
町民の方に公共施設等の町の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

【全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方】

今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。公共施設等の総合的な管理の取組みは、各部門の横断的かつ一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

【フォローアップの実施方針】

- 計画(P)** 只見町振興計画等の上位・関連計画との整合に留意して「公共施設等総合管理計画」を策定します。
- 実施(D)** 公共施設等総合管理計画に基づき、庁内横断的に「施設の維持・管理」を実施します。
- 検証(C)** 供給、品質、財務の観点から「検証」を実施します。
- 改善(A)** 検証結果で、機能の低下や利用者の減少傾向がある場合は「改善」を実施（利用料の改善、運営費用の削減、機能更新、統廃合等）します。
- 計画(P)** 評価内容に従い公共施設等の総合管理計画の「見直し」を行います。

以下、D → C → A と循環

